

宜 監 第 29 号
平成23年 8月22日

宜野湾市長 安 里 猛 殿

宜野湾市監査委員
米 須 厚
上 地 安 之

平成22年度宜野湾市財政健全化及び
経営健全化にかかる審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成22年度宜野湾市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおり意見を付して提出する。

平成 22 年度宜野湾市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

平成 22 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 23 年 8 月 12 日から平成 23 年 8 月 22 日まで

3 審査の方法

当該財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれもおおむね適正に作成されているものと認められた。

また、その比率については基準比率と比較すると良好な状態にあると認められた。

記

(単位：%、ポイント)

健全化判断比率	平成 22 年度	平成 21 年度	増減率	早期健全化基準
実質赤字比率	-	-	-	12.72
連結実質赤字比率	-	-	-	17.72
実質公債費比率	10.8	12.2	1.4	25.0
将来負担比率	76.1	88.8	12.7	350.0

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「-」と表示している。

(2) 各比率の概要と個別意見

実質赤字比率について

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計と区画整理事業のための特別会計のいわゆる普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

平成 22 年度決算における実質赤字比率は生じていない。

連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、本市のすべての会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

平成 22 年度決算における実質赤字比率は生じていない。

実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の 3 ヶ年平均値である。

平成 22 年度決算における比率は 10.8%となっており、前年度の 12.2%より 1.4 ポイント改善されるとともに、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っている。

将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

平成 22 年度決算における比率は 76.1%となっており、前年度の 88.8%より 12.7 ポイント改善されるとともに、早期健全化基準の 350.0%と比較するとこれを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 22 年度宜野湾市経営健全化審査意見書

1 審査の対象

平成 22 年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 23 年 8 月 12 日から平成 23 年 8 月 22 日まで

3 審査の概要

当該経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%、ポイント)

会 計 名	資金不足比率		増減率	早期健全化基準
	平成 22 年度	平成 21 年度		
水道事業会計	-	-	-	20.0
下水道事業特別会計	-	-	-	20.0

資金不足額がない場合は「 - 」と表示している。

(2) 資金不足の概要と個別意見

資金不足比率は、資金の不足額がある企業について、その不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを示すものである。

平成 22 年度においては、いずれの会計も資金不足比率は生じていないが、下水道事業においては、一般会計からの繰入金により資金不足はないものの、今後とも一層の経営健全化に努められるよう望むものである。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。